

第3次広島市男女共同参画基本計画(素案)

令和 2 年(2020 年)10 月

広 島 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の目的	1
2	計画の位置け	1
3	計画期間	1
4	計画において取り組むべき事項	1
5	計画の基本方針	4
6	計画における施策の指標	4
7	本市が目指すべき姿	5

第2章 各施策について

I	施策体系	6
II	基本方針、基本施策及び具体的施策	
1	あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大	9
2	働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立	14
3	安心して暮らせる社会の実現	22
4	女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援	28
5	男女の人権を尊重する市民意識の醸成	36
III	施策の指標の一覧	42

第3章 計画の推進体制

参考資料

- ・ 第3次広島市男女共同参画基本計画の策定について（諮問）（写）
- ・ 広島市男女共同参画審議会の審議状況等
- ・ 広島市男女共同参画審議会委員名簿
- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 広島市男女共同参画推進条例
- ・ 男女共同参画に関する広島市・国・世界の動き
- ・ 用語解説

第1章 計画の基本的な考え方

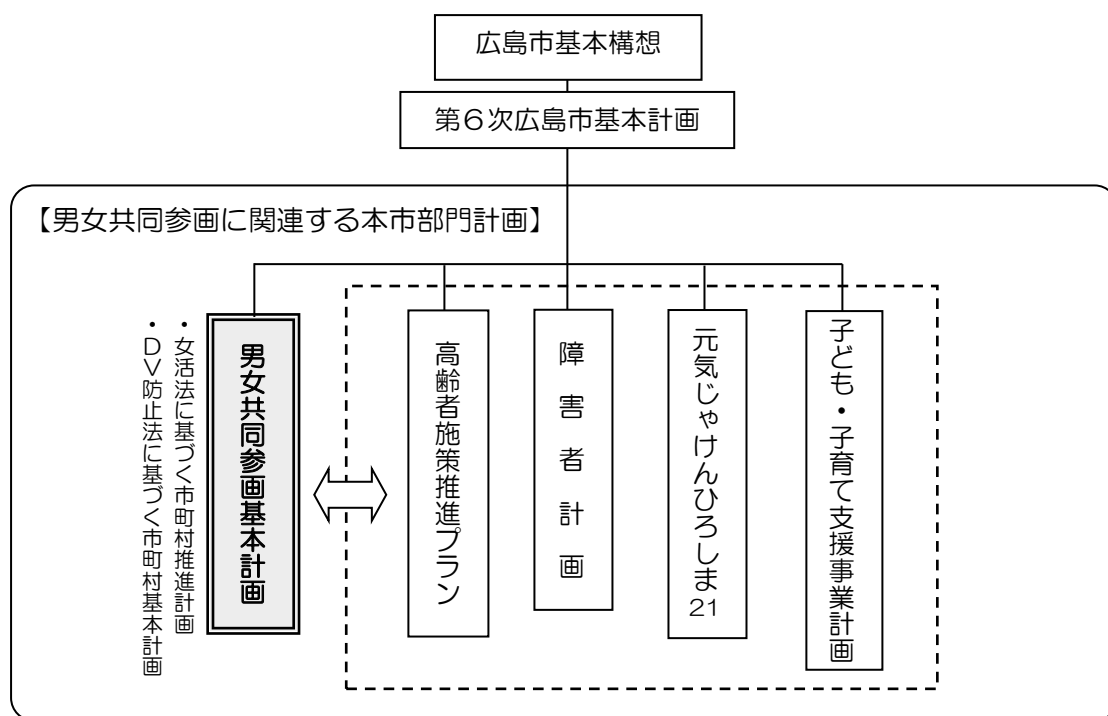
1 計画の目的

第3次広島市男女共同参画基本計画（以下「第3次計画」という。）は、広島市男女共同参画推進条例の理念に基づき、広島市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、本市が目指す「国際平和文化都市」に欠かせない要件の一つである性差による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すものです。

2 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める市町村男女共同参画基本計画及び広島市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第8条に基づく基本計画であり、第6次広島市基本計画の部門計画として位置付けます。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画としても位置付けます。



3 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とします。

4 計画において取り組むべき事項

(1) 第2次広島市男女共同参画基本計画（以下「第2次基本計画」という。）の推進状況等を踏まえた課題への対応

第2次基本計画の推進状況や市民アンケート調査の結果等を踏まえて整理した以下の各課題に対応した施策を盛り込みます。

- 本市及び企業等での女性の職域拡大や管理職への登用の一層の促進
- 男女が個性や能力を発揮して働くための職場環境づくりや意識改革、社会基盤整備の推進
- 生活上の困難に対する支援の一層の充実と多様性を尊重する環境の整備の推進
- 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援の一層の充実
- 男女共同参画についての意識を高めるための教育・啓発の一層の促進

(2) 社会情勢の変化に伴う課題への対応

少子・高齢化、働き方・暮らし方の変革、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の流行など、社会情勢の変化に伴い様々な課題が一層顕在化することが懸念されるため、これらの課題に対応した施策を盛り込みます。

(3) 国の動向等への対応

第5次男女共同参画基本計画の策定（令和2年(2020年)12月閣議決定（予定））を始めとした国の動向等に対応した計画とします。

ア 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

平成30年(2018年)5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務を定め、政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど自主的に取り組むよう努めることとされました。

イ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正

令和元年(2019年)6月に「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」が公布され、301人以上の事業主における女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度（プラチナえるぼし）が創設され、さらに、令和4年(2022年)4月1日からは一般事業主行動計画の策定及び女性活躍に関する情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大されることとなりました。

ウ 「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正

令和元年(2019年)6月に「労働施策総合推進法」等が改正され、事業主が職場におけるパワー・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じ、労働者が事業主にセクシュアル・ハラスメント等を相談したことを理由とする不利益取扱いを禁止することとされました。

エ 「児童福祉法」等の改正

令和元年(2019年)6月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、DV対策と児童虐待防止対策の連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとされました。

オ 「育児・介護休業法施行規則」の改正

令和元年(2019年)12月に「改正育児・介護休業法施行規則」が公布され、令和3年(2021年)1月

1 日から育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

カ 「少子化社会対策大綱」の策定

令和 2 年(2020 年)5 月に総合的かつ長期的な少子化に対処するための指針として「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、子育て世代への対応として、令和 7 年(2025 年)までに男性の育児休業取得率を 30%とするなどの数値目標が掲げられ、配偶者の出産直後に休業を取得しやすくなる仕組みの検討を行うことなどが示されました。

キ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定

令和 2 年(2020 年)5 月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が作成・公表され、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項が示されました。

ク 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和 2 年(2020 年)6 月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和 2 年度(2020 年度)から 3 年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策とともに、教育・啓発の強化に取り組むこととされました。

ケ 「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定

国の「第 4 次男女共同参画基本計画」の計画期間が令和 2 年度(2020 年度)で満了するため、令和元年(2019 年)11 月に内閣総理大臣から男女共同参画会議に対し諮問し、令和 2 年(2020 年)7 月に同会議から「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」が示されました。これを受けて、国においては令和 2 年(2020 年)12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定される予定です。

(4) 持続可能な開発目標(SDGs)との関連

平成 27 年(2015 年)9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された持続可能な開発目標(SDGs)のうち関連するものを示します。

【第 3 次基本計画に関連する SDGs】

	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形の貧困を終わらせる。
	3 全ての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

	4 質の高い教育をみんなに 全ての人への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う。
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	16 平和と公正を全ての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

5 計画の基本方針

第3次基本計画では、5年間で集中的・重点的に取り組むための5つの基本方針を設定し、各基本方針に沿った基本施策・具体的施策を掲げて展開します。

- 1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
- 3 安心して暮らせる社会の実現
- 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

6 計画における施策の指標

第3次基本計画では、基本方針ごとに施策の指標を掲げ、それぞれ目標値を設定の上、達成を目指します。

7 本市が目指すべき姿

第3次基本計画では、次に掲げる姿を目指します。

本市が目指すべき姿

国際平和文化都市

世界に輝く平和のまち

国際的に開かれた活力あるまち

文化が息づき豊かな人間性を育むまち

男女共同参画社会の実現

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮できる『男女共同参画社会』の実現を目指す

市、市民、NPO、
企業等の連携・協
働による取組

第3次広島市男女共同参画基本計画の基本方針

- 1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
- 3 安心して暮らせる社会の実現
- 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

【広島市男女共同参画推進条例】

(前文)

「平和とは紛争や戦争のない状態だけをいうのではない。すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる。男女においては、性別による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが必要である。それは、本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであり、これまで、各種の取組が行われてきた。」

(基本理念)

- 1 男女の人権尊重
- 2 社会における制度又は慣行への男女共同参画の配慮
- 3 男女の政策又は方針の立案及び決定への共同参画
- 4 男女の家庭における生活と他の活動の両立
- 5 性と生殖に関する健康に関しての男女の人権尊重
- 6 国際社会の動向への留意

第2章 各施策について

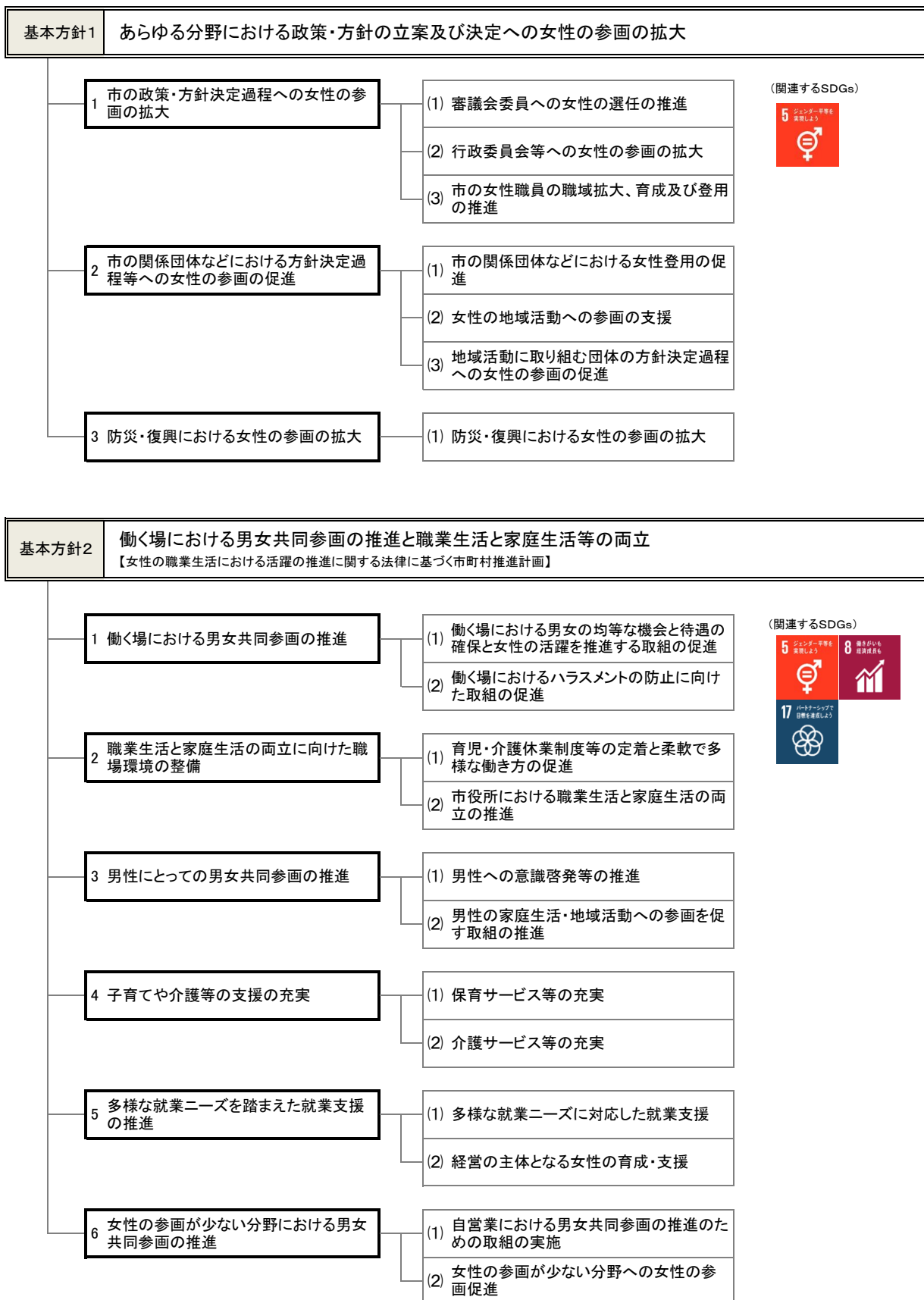
I 施策体系

【凡例】

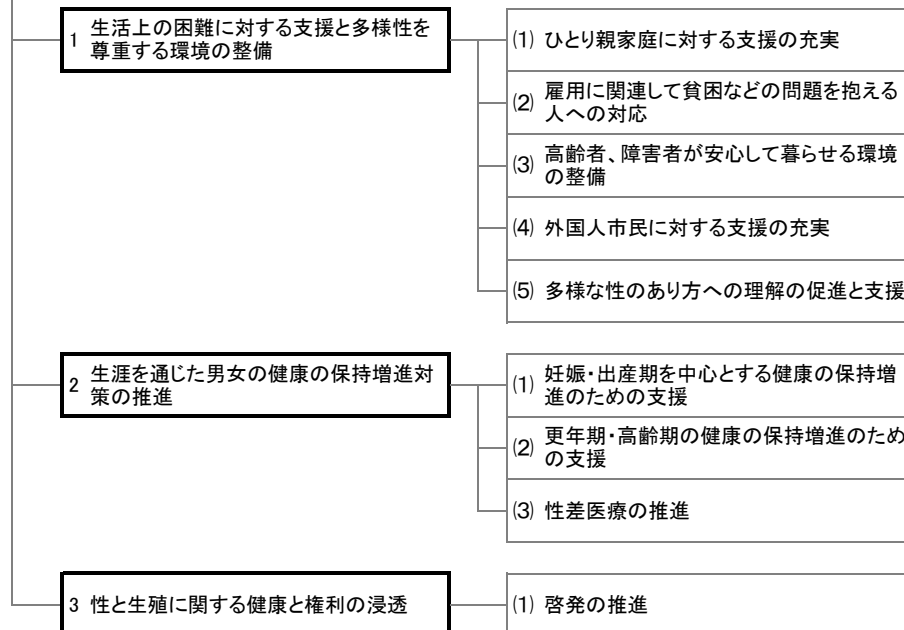
基本方針

基本施策

具体的施策



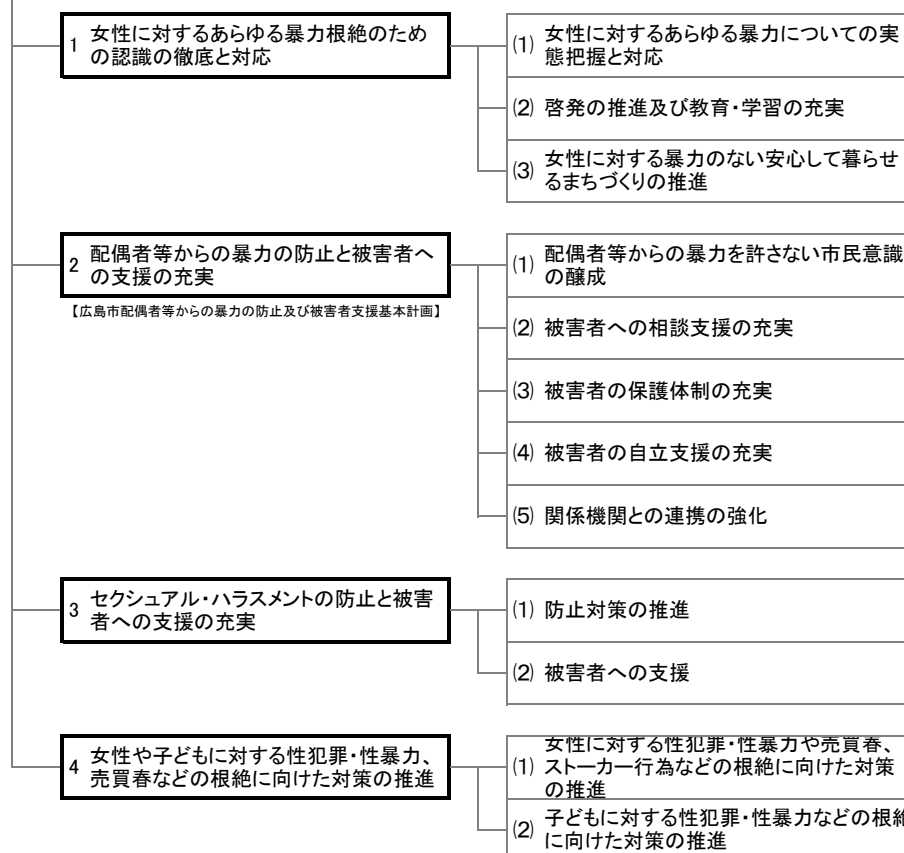
基本方針3	安心して暮らせる社会の実現
-------	---------------



(関連するSDGs)



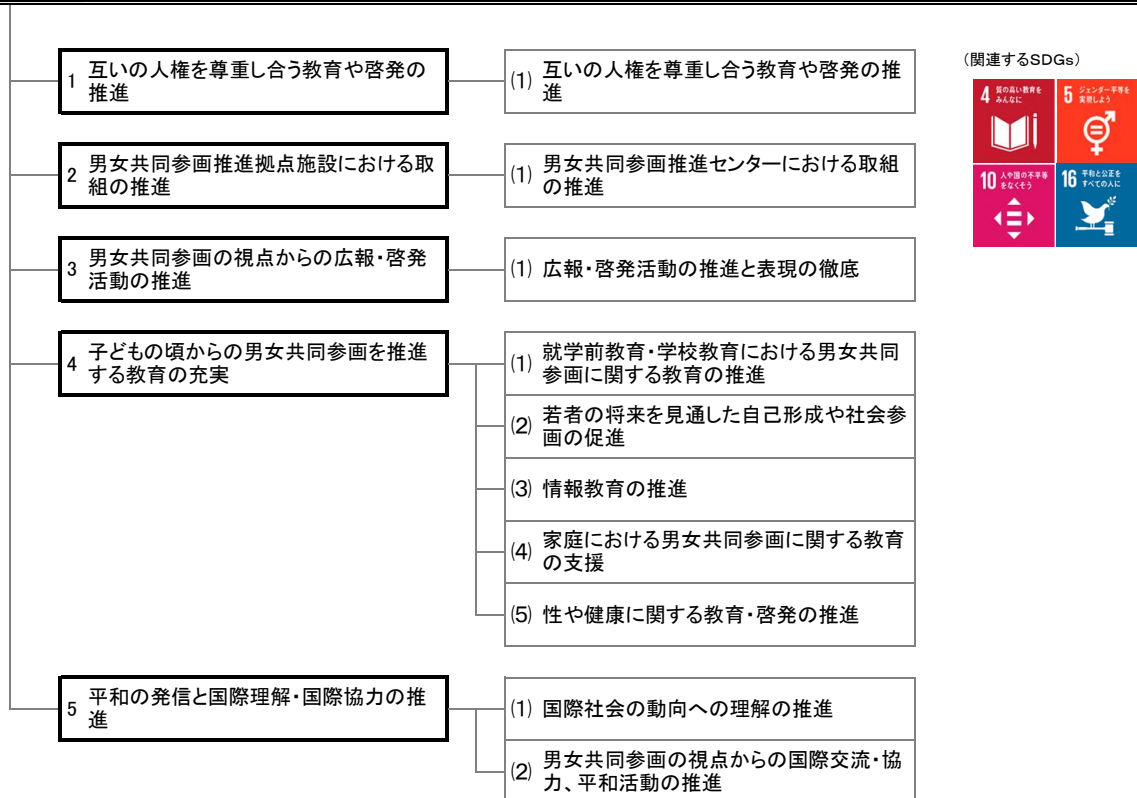
基本方針4	女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
-------	-------------------------



(関連するSDGs)



基本方針5	男女の人権を尊重する市民意識の醸成
-------	-------------------



Ⅱ 基本方針、基本施策及び具体的施策

基本方針	1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
------	------------------------------------

【現状と課題】

男女共同参画社会は、男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる社会であり、あらゆる分野に男女が参画することにより、多様な人材の能力の活用、新たな視点や発想の取り入れ等につながり、社会に多様性と活力をもたらします。

こうした男女共同参画社会の実現は、本市が目指す「国際平和文化都市」には欠かせません。

国においては、「社会のあらゆる分野において、令和2年(2020年)までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にする」という目標を設定し、取組を進めてきましたが、社会の構成員の半分を占める女性の様々な分野における政策・方針の立案及び決定への参画は、諸外国と比較し引き続き低水準に留まり、この目標が社会全体で十分共有されるには至っていません。

本市においても、条例の基本理念の一つとして、「政策又は方針の立案及び決定への共同参画」を掲げ、政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大に率先垂範して取り組むこととしています。

第2次基本計画においては、令和3年(2021年)4月1日時点で、全ての審議会の委員数の割合を男女いずれも40%以上にする、市職員の管理職に占める女性の割合を16%以上にするとの目標を重点指標として掲げ、取組を進めてきました。

平成31年度(2019年度)に実施した男女共同参画に関するアンケート調査結果をみると、地域活動の多くは女性が担っているという状況にあり、町内会などの地域活動での男女共同参画については、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」と回答した人が多く、地域活動に関わる女性は多くても、地域における方針決定過程への女性の参画が少ないのが現状です。

また、近年、全国各地で豪雨や大地震などの大規模災害が発生しており、本市においても、平成26年(2014年)8月、平成30年(2018年)7月に甚大な豪雨災害に見舞われました。防災・復興時における男女共同参画の視点を取り入れた取組や意思決定過程の場への女性の参画を一層進めることが重要です。

男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定過程に男女が社会の対等な構成員として参画することが大変重要です。本市自らが引き続き女性登用等に積極的に取り組むとともに、国・県と連携して企業や地域団体などに働きかけを行い、様々な分野で女性がその持てる能力をいかんなく発揮できるよう、引き続き女性の参画の拡大を図っていく必要があります。

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、地方公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則を前提としつつ、女性活躍推進法における特定事業主行動計画である「広島市女性職員活躍推進プラン」に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組めます。

(1) 審議会委員への女性の選任の推進

ア 女性委員を選任するための取組の充実

女性委員の選任状況に応じた審議会ごとの段階的な目標数値の設定や、充て職（審議会委員の選任に当たって、関係する団体や機関の一定の職にある者を選任する）について必然性を検討した上での見直し、審議会の設置目的等に応じた公募による委員の選任などにより、女性委員の選任に積極的に取り組めます。

イ 審議会委員の選出母体となる団体の役員への女性の登用促進

審議会委員の選出母体となる団体に対し、役員への女性の登用について働きかけなどを行います。

(2) 行政委員会等への女性の参画の拡大

ア 女性委員を選任するための取組の充実

行政委員会の委員については、委員会ごとに目標数値を設定するとともに、委員の選出母体となる各種団体等に対する女性の登用についての積極的な働きかけなどにより、各行政委員会における女性委員の増加を図ります。

また、人権擁護委員などの市が推薦する委員等についても女性の参画を推進します。

(3) 市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進

ア 女性職員の職域拡大と育成の推進

広島市女性職員活躍推進プランに基づき、女性職員の職域拡大と男女で偏りのないバランスのとれた職員配置、幅広い職務経験の付与や研修の充実による女性職員の育成、先輩女性職員との交流を通じた女性自身の意識の改革等を進めます。

イ 女性職員の登用の推進

幹部職員等への登用に向け、女性職員個々の能力、適性に合った計画的な育成を図ります。

ウ 学校管理職への女性の登用の推進

学校管理職である校長、教頭の校務の軽減を図りながら、研修の充実による女性教員の育成や女性自身の管理職への意欲の醸成を図り、校長や教頭への女性の登用を計画的かつ積極的に推進します。

＜主な取組＞

取 組	所 管 局
委員選任の際の事前協議(1-(1)-ア)	市民局
男女共同参画啓発リーフレットの作成(1-(1)-イ)	市民局
市の女性職員のライン職への配置や職域の拡大(1-(3)-ア)	企画総務局
市の女性職員の本庁の企画・管理部門への積極的配置(1-(3)-ア)	企画総務局
先輩女性職員との交流の場づくり(1-(3)-ア)	企画総務局
市の女性職員の国、自治大学校等への派遣研修の実施(1-(3)-ア)	企画総務局
ダイバーシティに関する職員研修の実施(1-(3)-ア)	企画総務局
市の女性職員のキャリア形成支援に関する研修の実施(1-(3)-ア)	企画総務局
女性が働きやすい職場環境づくりに向けた子育て支援プラン説明会の実施(1-(3)-エ)	教育委員会
市の女性教員の国等への派遣研修の実施(1-(3)-エ)	教育委員会

基本施策

2 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進

市の関係団体（市が資本金を出資している団体など）や、市が補助金を交付する経営者団体・協同組合等に対して、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう、その取組の支援や働きかけを行います。

また、地域活動における方針の立案及び決定への女性の参画を促進するため、女性の学習などを支援するとともに、地域活動に取り組む団体に対して女性の登用などについて具体的な働きかけを行います。

(1) 市の関係団体等における女性登用の促進

ア 女性職員の登用に向けた取組の支援

市の関係団体における方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう、団体への情報提供などにより団体での取組を支援します。

イ 補助金交付団体における役員への女性の登用促進

市が補助金を交付する経営者団体や協同組合等における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用についての働きかけなどを行います。

(2) 女性の地域活動への参画の支援

ア 女性のリーダー養成

方針決定過程への女性の参画を促進するため、研修などにより地域活動への女性の参画意欲を醸成し、リーダーを養成します。

イ 女性団体等の活動への支援

活動場所や活動内容に関する情報提供や助言などにより、女性団体等の活動を支援します。

(3) 地域活動に取り組む団体の方針決定過程への女性の参画の促進

ア 女性役員登用の働きかけ

地域活動に取り組む団体における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用の働きかけなどを行います。

<主な取組>

取 組	所 管 局
男女共同参画啓発リーフレットの作成（再掲）(2-(1)-ア)	市民局
補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働きかけ(2-(1)-イ) (2-(3)-ア)	市民局
男女共同参画推進センターにおける女性の活躍推進を図るための講座の開催(2-(2)-ア)	市民局
広島市女性団体連絡会議補助(2-(2)-イ)	市民局

基本施策

3 防災・復興における女性の参画の拡大

地域活動の中でも、近年、非常に重要性が高まっている防災・復興分野において、地域防災に関する方針決定過程の段階からの女性の参画の拡大を進め、平常時から災害・復興時までの各段階で男女共同参画の視点を取り入れた活動が行われるよう取り組みます。

(1) 防災・復興における女性の参画の拡大

ア 防災・復興における女性登用の促進

広島市防災会議や自主防災組織等における女性登用を進め、方針決定過程の段階からの女性の参画の拡大を図り、災害時・復興時における女性の視点の導入拡大を進めます。

<主な取組>

取 組	所 管 局
女性地域防災リーダーの養成(3-(1)-ア)	危機管理室
男女共同参画推進センターにおける男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の開催(3-(1)-ア)	市民局
男女共同参画の視点に立った避難所運営の支援(3-(1)-ア)	市民局
女性消防団員の育成・支援(3-(1)-ア)	消防局

施策の指標

	指 標	単位	現状値	目標値 (期 限)
	審議会委員における女性の割合を増やす	%	30.0 (平成 31 年度)	40.0 (令和 7 年度)
新	女性委員がいない審議会をなくす	審議会	4 (平成 31 年度)	0 (令和 7 年度)
	市職員の管理職における女性の割合を増やす	%	13.6 (平成 31 年度)	次期「広島市女性 職員活躍推進プラン」に掲げる数値 (令和 7 年度)
	市立学校教員の管理職における女性の割合を増やす	%	校長 24.5 教頭 38.6 (平成 31 年度)	校長 30.0 教頭 40.0 (令和 7 年度)
新	女性の地域防災リーダーの割合を増やす	%	16.3 (平成 31 年度)	20.0 (令和 7 年度)
	消防団における女性の中級幹部（分団長・副分団長の階級にある者）の数を増やす	人	24 (平成 31 年度)	27 (令和 7 年度)

関連するSDGS



【現状と課題】

これまで、女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」の解消が課題とされてきましたが、保育の受皿整備などの両立支援施策を背景に、働く女性の増加により、M字の底が浅くなりつつあります。

しかし、その就業内容を見てみると、正規雇用で働く女性の比率が20歳代後半でピークを迎えた後、低下を続けるという「L字カーブ」という新たな課題が提起されています。これは、女性の働き方が依然としてフルタイムの正規雇用とパートタイムの非正規雇用に二極化し、出産後、育児等との両立のため非正規雇用を選択せざるを得ない女性が多くいる現実があるためと考えられます。非正規雇用については、多様な働き方の選択という積極的な意義もある一方、長期的なキャリア形成を通じた能力の発揮の阻害要因となるとともに、女性の貧困や男女間格差の一因になっているとの指摘もあります。

そうした中、令和元年(2019年)6月、女性活躍推進法が改正され、女性労働者の活躍推進に係る一般事業主行動計画の策定義務の対象が、常時雇用労働者101人以上の事業主に拡大されることとなりました(令和4年(2022年)4月1日施行)。これにより、女性が働きやすい環境整備の一層の加速が期待されます。

女性の働く場における活躍は、企業等における女性登用を促進し、ひいては、政策・方針決定過程への女性の参画拡大にもつながっていきます。

女性が出産、育児等のライフイベントを経てもなお、その能力を発揮し就労の継続を可能にするには、保育サービス等の充実などの社会基盤整備はもちろんのこと、男性側の意識改革、家庭生活への積極的な参加が不可欠です。

しかし、平成31年度(2019年度)に実施した男女共同参画に関するアンケート調査結果をみると、収入を得ること以外の家庭における役割(家事、育児など)は、経年では低下傾向にあるものの、圧倒的に女性が担っている現状となっています。これは、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が未だに根強く残っていることの表れでもあり、市民一人一人のこうした意識の解消も併せて進めて行く必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、多くの企業でテレワークの導入やオンラインの活用が進み、その働き方に変化がみられました。柔軟で多様な働き方は、働く場における女性の活躍や男性の家庭生活への積極的な参画の促進につながります。

本市においては、この「基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立」の部分に女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け、男女が共にその個性や能力を十分に発揮することができる働きやすい職場づくりや、ワーク・ライフ・バランスの促進のための取組を進めていきます。

基本施策

1 働く場における男女共同参画の推進

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を更に推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者に対するインセンティブの拡充や、国や県などと連携しながら、女性の職業生活における活躍を推進する取組を促進します。

また、男女が共にその個性や能力を十分に発揮する働きやすい環境とするため、職場におけるハラスメントの防止に向けた事業者等の支援に取り組みます。

(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保と女性の活躍を推進する取組の促進

ア 事業者に対する男女雇用機会均等法等の遵守の周知・啓発

性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いの廃止、男女間の賃金格差の解消などの男女雇用機会均等法等の履行の確保や、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消などについて、国・県等と連携して、継続的に事業者に対する周知・啓発を図ります。

イ 女性活躍推進法に基づく事業者の取組の支援

女性の活躍推進に取り組む民間事業者の表彰や入札制度における優遇措置、優れた事例の広報等により、事業者による女性が働きやすい職場づくりや女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定などの取組を支援します。

(2) 働く場におけるハラスメントの防止に向けた取組の促進

ア 事業者等に対する周知・啓発

事業者や労働者に対し、ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント等）に関する法令や制度、相談窓口等について周知・啓発を行い、防止に向けた事業者の取組等を支援します。

<主な取組>

取 組	所 管 局
事業所等への情報提供サイトの運営(1-(1)-ア) (1-(2)-ア)	市民局
働く女性・若者のための就労環境整備の推進(1-(1)-ア) (1-(1)-イ)	市民局、経済観光局
指定管理者候補選定時の加点(1-(1)-イ)	企画総務局
物品・役務、公共工事における入札優遇制度(1-(1)-イ)	財政局、都市整備局
男女共同参画推進事業者の顕彰(1-(1)-イ)	市民局
事業所向け男女共同参画支援講座の開催(1-(1)-イ) (1-(2)-ア)	経済観光局
広島市中小企業融資制度（男女共同参画・子育て支援資金）(1-(1)-イ)	市民局
男女共同参画啓発リーフレットの作成(1-(2)-ア)	市民局

基本施策**2 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備**

職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させることができるよう、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進していくため、事業者や労働者に対する周知・啓発を図り、事業者に対し、多様で柔軟な働き方の促進を働きかけます。とりわけ、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めます。

(1) 育児・介護休業制度等の定着と柔軟で多様な働き方の促進**ア 職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させるための事業者への働きかけ**

事業者に対し、民間事業者の表彰や入札制度における優遇措置、特色のある事例の広報等により、長時間労働の削減などの働き方改革、育児・介護休業制度の利用促進や男女を問わず家庭責任を有する労働者への公正な評価の確立、短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等についての周知・啓発を行い、テレワークの導入など多様で柔軟な働き方の推進を働きかけます。

イ 育児・介護休業制度の利用についての広報・啓発

男女が共に職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させることができるよう、労働者に対する育児・介護休業制度の利用についての広報・啓発を進めます。

(2) 市役所における職業生活と家庭生活の両立の推進**ア 市職員による取組の推進**

広島市職員子育て支援プランに基づき、市職員に家庭生活への参画を促し、仕事以外の生活の充実についての職員の意識を高めることにより、市役所（職員）の職業生活と家庭生活の両立の推進に取り組みます。

また、特に男性職員の育児休業制度の利用を促進するため、制度の周知などを図るとともに、所属長からの対象職員への直接的な働きかけや働き方改革の推進による職場環境の整備などの取組を行います。

<主な取組>

取 組	所 管 局
指定管理者候補選定時の加点（再掲）（2-（1）-ア）	企画総務局
物品・役務、公共工事における入札優遇制度（再掲）（2-（1）-ア）	財政局、都市整備局
男女共同参画推進事業者の顕彰（再掲）（2-（1）-ア）	市民局
事業所等への情報提供サイトの運営（再掲）（2-（1）-ア）	市民局
働く女性・若者のための就労環境整備の推進（再掲）（2-（1）-ア）	市民局、経済観光局
広島市中小企業融資制度（男女共同参画・子育て支援資金）（再掲）（2-（1）-ア）	経済観光局
男女共同参画啓発リーフレットの作成（再掲）（2-（1）-イ）	市民局
育児休業復帰前講座の実施（2-（2）-ア）	企画総務局
テレワークの運用改善（2-（2）-ア）	企画総務局
管理職によるワクワク職場宣言の実施（2-（2）-ア）	企画総務局

ワーク・ライフ・バランスに資する取組を積極的に実施した所属・職員に対する顕彰の実施(2-(2)-ア)	企画総務局
職員の子育て支援ハンドブックの作成・配布(2-(2)-ア)	企画総務局
育児支援制度利用プランの作成・提出の徹底(2-(2)-ア)	企画総務局
ワーク・ライフ・バランスに関する職員研修の実施(2-(2)-ア)	企画総務局
育児休業復帰後のキャリア形成支援に係る研修の実施(2-(2)-ア)	企画総務局

基本施策

3 男性にとっての男女共同参画の推進

男性に根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画についての理解を促進するための学習機会の提供などを行います。また、男性があらゆる分野で生き生きと活動できるよう男性の悩みや不安に対する相談支援を実施します。

(1) 男性への意識啓発等の推進

ア 学習機会や情報の提供

男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するため、学習機会や情報提供の充実を図ります。

イ 男性に対する相談支援の実施

男女の固定的な性別役割分担意識がもたらす重圧や、仕事を中心とした働き方などが、男性の心身の健康に影響を与えることがあります。精神面で孤立しやすい男性が、悩みや不安を安心して打ち明けることのできるよう相談支援を実施します。

(2) 男性の家庭生活・地域活動への参画を促す取組の推進

ア 家事や子育て、介護に関する学習機会や情報の提供

男性が家事、子育て、介護などの家庭生活に参画することにやりがいや喜びを見出すことができるよう、家事や子育て、介護に関する学習機会や情報を提供します。また、家事や子育てへの参画等の促進にもつながる男性の働き方、休み方の意識啓発に取り組みます。

<主な取組>

取 組	所 管 局
事業所向け男女共同参画支援講座の開催（再掲）(3-(1)-ア)	市民局
男女共同参画推進センターにおける男性のためのなんでも相談の実施(3-(1)-イ)	市民局
男性の地域活動・家庭生活等への参画支援事業(3-(2)-ア)	市民局
家族介護教室の開催(3-(2)-ア)	健康福祉局
パパとママの育児教室の開催(3-(2)-ア)	こども未来局

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女が共に子育てと仕事を両立させることができるよう、保育園等への入園待機児童の解消を目指した受入枠の拡大や、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援策を推進します。

また、介護を社会的に支援するため、介護サービス等支援策の充実を図ります。

(1) 保育サービス等の充実

ア 保育園整備など保育を必要とする児童の受入枠の拡大

保育園等入園待機児童の解消を目指し、保育園の整備などにより、受入枠の拡大を図ります。

イ 多様な保育サービスの提供

子どもの福祉に配慮し、多様な保育需要に対応した延長保育、病児・病後児保育などの保育サービスを提供します。

ウ 子どもの放課後等の居場所の確保

放課後児童クラブの利用児童の増加に対応するため、クラス増設などにより、受入枠の拡大を図ります。また、児童館未整備学区の解消に努めるとともに、学校施設を活用した地域の担い手による子どもの放課後等の居場所づくりを進めます。

エ 子育てに関する相談や学習機会などの充実

子育てに関する不安や負担感を解消するため、相談や学習機会、情報提供などの充実を図ります。

(2) 介護サービス等の充実

ア 介護サービス等の充実

介護を要する高齢者とその家族を社会全体で支えるため、地域包括支援センター等における適切な相談支援の下、それぞれの状況や希望に応じた介護サービス等の提供を行います。

<主な取組>

取 組	所 管 局
民間保育園整備補助(4-(1)-ア)	こども未来局
延長保育(4-(1)-イ)	こども未来局
ファミリー・サポート・センター事業(4-(1)-イ)	こども未来局
放課後児童クラブの運営(4-(1)-ウ)	教育委員会
民間放課後児童クラブ運営費等補助(4-(1)-ウ)	教育委員会
はじめての子育て応援事業(4-(1)-エ)	こども未来局
こども家庭相談コーナー運営(家庭児童相談事業)(4-(1)-エ)	こども未来局
地域包括支援センター運営事業(4-(2)-ア)	健康福祉局
居宅介護(介護予防)サービス等の給付(4-(2)-ア)	健康福祉局

基本施策**5 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進**

国や県などと連携を図りながら、再就職や起業を含めた多様な雇用・就業形態へのニーズを踏まえ、関係機関等の情報提供や就業支援に取り組みます。

(1) 多様な就業ニーズに対応した就業支援**ア 再就職の支援**

再就職を希望する女性に対し、情報や学習・研修機会の提供などによる就業支援を行います。

イ 多様な働き方に関する情報提供などの支援

マザーズハローワークやわーくわくママサポートコーナーなど、職業紹介、職業相談及びセミナーの開催等の就業支援を実施する関係機関の紹介など、多様な雇用・就業形態による働き方に関する情報提供を行います。

(2) 経営の主体となる女性の育成・支援**ア 女性の起業支援**

起業についての知識やノウハウの提供などにより、女性の起業に対する支援体制の充実を図ります。

<主な取組>

取 組	所 管 局
男女共同参画推進センターにおける女性の就労支援相談の実施(5-(1)-ア)	市民局
男女共同参画推進センターにおける女性の就労支援に関する講座の開催(5-(1)-ア)	市民局
子育てサポートサイト「ひろまる」の運営(5-(1)-イ)	こども未来局
創業者向け研修会・セミナーの開催(5-(2)-ア)	経済観光局
創業チャレンジ・ベンチャー支援事業(5-(2)-ア)	経済観光局
広島市中小企業融資制度（創業支援融資、創業チャレンジ・ベンチャー資金）(5-(2)-ア)	経済観光局

基本施策**6 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進**

根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、農林水産業、商工業などで男女がともに生き生きと経営に参画し、家庭生活における家族それぞれの役割と責任を明確にするための取組を行い、女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進に取り組みます。

(1) 自営業における男女共同参画の推進のための取組の実施**ア 自営業における女性の労働に対する評価と労働環境の整備**

農家での「家族経営協定」の普及促進など、自営業における女性の労働に対する評価と労働環境を整備します。

イ 自営業者及び家族従業者である女性の能力向上の支援

自営業者及び家族従業者である女性に対し、学習機会の提供などにより、経営能力等の向上を支援します。

ウ 自営業者及び家族従業者への啓発と情報提供

自営業者及び家族従業者への男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。

(2) 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進

ア 女性の参画促進

男女の固定的な性別役割分担意識や、トイレや更衣室などの設備面も含めた就労環境が十分に整備されていないことにより、女性労働者が少ないと考えられる建設業、製造業、運輸業などの分野において、女性の参画を促進するための取組を支援します。

<主な取組>

取 組	所 管 局
広島市農業経営改善支援センター事業（「家族経営協定」の普及・啓発）(6-(1)-ア)	経済観光局
「まかせんさい」広島市女性農業士の活動支援(6-(1)-イ)	経済観光局
男女共同参画啓発リーフレットの作成(6-(1)-ウ)(6-(2)-ア)	市民局
男女共同参画推進事業者の顕彰(6-(2)-ア)	市民局

施策の指標

指 標	単位	現状値	目標値 (期 限)
民間企業（従業員数が 101 人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす	%	11.5 (平成 31 年度)	(国の第 5 次計画の策定状況を見て設定)
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業（従業員数が 300 人以下の企業）を増やす	社	70 (平成 31 年度)	500 (令和 7 年度)
民間企業における男性の育児休業取得率を上げる	%	4.9 (平成 30 年度)	(国の第 5 次計画の策定状況を見て設定)
男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす (広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数)	事業者	57 (平成 31 年度)	75 (令和 7 年度)
働き方を工夫して、労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす	%	58 (平成 31 年度)	計画策定時の実績値以上 (令和 7 年度)
男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす (年齢を問わず結婚している男性の平日 1 日当たりの家事・子育て・介護に関わる時間)	分	45 (平成 30 年度)	計画策定時の実績値以上 (令和 7 年度)
市の男性職員の育児休業取得率を上げる	%	8.8 (平成 31 年度)	次期「広島市職員子育て支援プラン」に掲げる数値 (令和 6 年度)
保育園等入園待機児童の解消を図る	人	33 (平成 31 年度)	0 (令和 7 年度)
放課後児童クラブ待機児童の解消を図る	人	32 (平成 31 年度)	0 (令和 7 年度)
女性（25 歳～44 歳）の就業率を高める	%	70.8 (平成 27 年度)	全国値以上 (令和 7 年度)

関連する SDGs



【現状と課題】

少子化・高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式や雇用・就業をめぐる環境の変化、未婚・離婚等による単身世帯やひとり親世帯の増加など社会が急激に変化する中、貧困に苦しむ人、十分な教育や就労等の機会を得ることのできない人、地域社会において孤立する人など、様々な困難を抱える人が増加しています。

また、女性が正規雇用に就きにくい就業構造において、特にひとり親家庭の母親の就業環境は厳しく、貧困や就労等の機会が得られないといった困難を抱える人が増加するとともに、貧困の世代間の連鎖につながっていく懸念があります。

こうした中、ひとり親家庭、貧困などの問題を抱える人のほか、高齢者や障害者、外国人市民など様々な生活上の困難を抱える人々、性的指向や性自認に関することで困難を抱える人への正しい理解や支援を進め、安心して生活することができる社会を作っていく必要があります。

とりわけ、女性は妊娠や出産の可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。また、近年は、晩婚化等の婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸び等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策も必要になっています。人生100年時代を見据えて、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態で、それを享受することのできる権利であるリプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の浸透も重要です。

心身共に健康で社会生活を円満に営むことができる力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた取組を行います。

ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援など、それぞれの家庭の状況に対応した支援を行います。

また、女性は正規雇用につきにくく、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっており、雇用に関連して貧困などの問題を抱える人に対する支援に取り組みます。

さらに、高齢者、障害者、外国人市民、性的マイノリティ（性的指向や性自認のあり方が少数派であること）など、生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らすことができる環境の整備や多様性を認め合う社会の形成に取り組みます。

(1) ひとり親家庭に対する支援の充実

ア 相談支援の充実

ひとり親家庭の子育てや日常生活の不安を解消するための相談やネットワークづくりの支援の充実を図ります。

イ 経済的支援等の充実

経済的に不安定なひとり親家庭の生活の安定を図るため、手当の支給などとともに、学習機会の提供など就労支援に取り組みます。併せて、住居や子育て、医療等、総合的な支援を展開し、親子が安心して生活することのできる環境づくりを推進します。

(2) 雇用に関連して貧困などの問題を抱える人への対応

ア 貧困などの問題を抱える人への就労支援の充実

雇用に関連して貧困などの問題を抱える人に対し、国や関係機関と連携しながら、その状況に応じた就労支援に取り組みます。

(3) 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備

ア 介護、福祉サービス等の充実

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切な相談支援体制の下、それぞれの状況や希望に応じた介護、福祉サービス等による支援を行います。

(4) 外国人市民に対する支援の充実

ア 生活関連情報の周知と相談体制の整備

外国人市民が安心して暮らすことができるよう、多言語による生活情報の提供や相談支援を行います。

イ 日本語教育の充実

外国人市民が地域社会で生活していくうえで必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育の充実に取り組みます。

(5) 多様な性のあり方への理解の促進と支援

ア 多様な性のあり方への理解の促進

多様な性のあり方を受容し、互いに尊重し合う人権教育や啓発を推進します。特に、学校現場においては、性的マイノリティの児童生徒へ適切な対応を行う必要があることから、教職員等に

対する情報提供や啓発に努めます。

イ 性的マイノリティの生活上の困難の解消に向けた取組

性的マイノリティであることにより生活上の困難や悩み、生きづらさを抱えている人に対し、その解消に向けた取組を行います。

※ 性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）

性的マイノリティとは、性的指向（恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念）や性自認（自分の性をどのように認識しているのかを示す概念）において少数である人を指す。性的マイノリティを指す言葉の一つとして、性的指向としての **L**esbian（レズビアン：女性の同性愛者）、**G**ay（ゲイ：男性の同性愛者）、**B**isexual（バイセクシュアル：両性愛者）、性自認としての **T**ransgender（トランスジェンダー：身体の性と心の性が一致せず、身体の性に違和感を持つ者）の頭文字を取った「**L G B T**」がある。

なお、本計画において「男女共同参画」という場合に、男女のいずれか一方の性に限定したものではない。

<主な取組>

取 組	所 管 局
母子・父子自立支援員による相談(1-(1)-ア)	こども未来局
こども家庭相談コーナー運営（家庭児童相談事業）（再掲）(1-(1)-ア)	こども未来局
ひとり親家庭等日常生活支援事業(1-(1)-ア)	こども未来局
児童扶養手当の支給(1-(1)-イ)	こども未来局
母子家庭等就業支援事業(1-(1)-イ)	こども未来局
就労支援窓口における就労支援(1-(1)-イ)	経済観光局
生活困窮者自立相談支援事業(1-(2)-ア)	健康福祉局
地域包括支援センター運営事業（再掲）(1-(3)-ア)	健康福祉局
居宅介護（介護予防）サービス等の給付（再掲）(1-(3)-ア)	健康福祉局
自立支援給付(1-(3)-ア)	健康福祉局
地域生活支援事業(1-(3)-ア)	健康福祉局
外国人市民向け生活情報提供事業(1-(4)-ア)	市民局
外国人相談窓口の運営(1-(4)-ア)	市民局
外国人市民の日本語能力向上支援事業(1-(4)-イ)	市民局
人権啓発事業(1-(5)-ア) (1-(5)-イ)	市民局
パートナーシップ宣誓制度(1-(5)-イ)	市民局

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。

(1) 妊娠・出産期の健康の保持増進のための支援

ア 妊産婦等への心身の健康保持増進についての啓発

妊娠・出産期における女性の心身の健康保持増進について、母子健康手帳交付などの機会を通じて妊産婦等への啓発を行います。

イ 妊産婦に対する妊娠・出産についての情報提供、相談の充実

安全な出産に向けた妊産婦の健康管理を支援するための情報提供や相談の充実を図ります。

ウ 不妊に悩む男女への支援

不妊治療に関する経済的負担の軽減や相談支援を行います。

(2) 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援

ア 更年期・高齢期の健康保持対策の推進

生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及などによる更年期・高齢期の健康保持対策に取り組みます。

(3) 性差医療の推進

ア 性差に応じた的確な医療や健康診査の機会の充実

性差に応じて安心して医療や検診を受けることのできる環境を整備するとともに、特に受診機会の少ない女性に対して、健康診査の受診機会の充実を図ります。

<主な取組>

取 組	所 管 局
妊娠・出産包括支援事業(2-(1)-イ)	こども未来局
不妊治療費助成(2-(1)-ウ)	こども未来局
健康増進事業(2-(2)-ア)	健康福祉局
がん検診の実施(2-(3)-ア)	健康福祉局

「性と生殖に関する健康と権利※」について、全ての人が関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。

(1) 啓発の推進

ア 性に関する相談機会や情報の提供

生涯にわたり「性と生殖に関する健康と権利」の浸透を図るため、性に関する相談機会や情報提供の充実を図ります。

※ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

「性と生殖に関する健康」とは、平成6年(1994年)の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、「性と生殖に関する権利」は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるといふ基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及び生殖に関する健康を得る権利」とされている。

<主な取組>

取 組	所 管 局
男女共同参画推進センターにおける女性のなんでも相談の実施（再掲）(3-(1)-ア)	市民局

施策の指標

	指 標	単位	現状値	目標値 (期 限)
新	経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす (高等職業訓練促進給付金受給者、母子家庭等就業・自立支援センター及び就労支援窓口登録者のうち、就業した者の割合)	%	45.9 (平成 31 年度)	51.38 (令和 7 年度)
	「LGBT」の言葉と内容を知っている人の割合を増やす	%	46.7 (平成 31 年度)	計画策定時の 実績値以上 (令和 7 年度)
	がん検診の受診率を上げる	%	子宮がん 42.2 乳がん 42.5 (平成 28 年度)	子宮がん 50.0 乳がん 50.0 (令和 4 年度)

関連するSDGS



【現状と課題】

DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、売買春などは、重大な人権侵害で、男女共同参画の推進を阻むものであり、その被害者の多くは女性です。

平成31年度(2019年度)に実施した男女共同参画に関するアンケート調査の結果をみると、配偶者や交際相手など親密な関係にある相手からの暴力であるDVについて、最近の5年間に暴言などを含めた何らかの暴力を受けたことがある女性は9.4%でした。

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われたり、DV被害者が加害者に対する恐怖心から子どもへの暴力を制止できなくなるなど、児童虐待と密接に関連している場合もあり、令和元年(2019年)6月に児童福祉法等が改正され、配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）と児童相談所がより連携を強化して対応することが求められています。

また、近年、ストーカー行為等の被害が深刻な社会問題となっており、SNSなどのコミュニケーションツールの広がりにより女性に対する暴力が多様化、複雑化するとともに、その被害者も低年齢層まで及んでいます。

子どもに対する暴力については、根絶するための予防・啓発等の充実を図るとともに、被害を受けた子どもに対しては関係機関と連携した支援を行うなど、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、安全で安心して暮らすことのできる環境づくりが必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症に伴い、社会的な閉塞感も相まって、家庭内の暴力の増加や深刻化に見られるように、女性に対する暴力の助長が懸念されます。

国において、令和2年(2020年)6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和2年度(2020年度)から3年間で性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、被害申告・相談をしやすい環境の整備、切れ目のない手厚い被害者支援の確立、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防などを図ることが示されたところです。

男女共同参画社会の実現を阻む重大な人権侵害に対し、暴力を許さない市民意識の醸成、非常時にも機能する相談支援体制の充実、相談窓口の周知徹底により一層取り組む必要があります。

基本施策**1 女性に対するあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応**

女性に対する暴力は、女性の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、実態に即した相談や啓発を行います。

(1) 女性に対するあらゆる暴力についての実態把握と対応**ア 実態の把握**

関係機関・団体との情報交換等を通じ、女性に対するあらゆる暴力の実態を把握します。

イ 相談体制の充実

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携を強化し、当センターを始めとした相談機関の周知の徹底を進め、女性に対するあらゆる暴力についての相談体制の充実を図ります。

(2) 啓発の推進及び教育・学習の充実**ア 広報・啓発の実施**

実態についての広報や関係法令の周知などにより、より効果的な啓発方法を適宜検討しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。

イ 人権尊重についての教育や学習の充実

女性に対する暴力が決して許されるものではなく、社会的な問題であるという認識を深めるため、学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて、人権尊重についての教育・学習の充実を図ります。

(3) 女性に対する暴力のない安心して暮らせるまちづくりの推進**ア 市民の活動への支援**

安心して暮らすことのできるまちづくりに向けた市民の自主的な活動への支援を行います。

イ 警察など関係機関との連携

安心して暮らすことのできるまちづくりのため、警察など関係機関との連携を図ります。

<主な取組>

取 組	所 管 局
暴力被害相談センターの運営(1-(1)-イ)	市民局
婦人相談事業(1-(1)-イ)	市民局
「減らそう犯罪」推進事業(1-(2)-ア)	市民局
「女性に対する暴力をなくす運動」の実施(1-(2)-ア)	市民局
地域安全活動事業補助(1-(3)-ア)	市民局

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVに関する正しい理解の促進を図るとともに、被害者の早期発見、早期対応につなげるため、相談窓口の周知に努めます。

また、配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）と関係機関の連携強化を図り、被害者に対する相談支援や保護体制の充実、自立支援に向けた取組を行います。

(1) 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

ア 教育・啓発の推進

DVは、犯罪行為であり、社会的な人権問題としてとらえるよう、より効果的な啓発方法を適宜検討しながら、様々な広報媒体の活用や各種団体との連携など、市民の意識を変えていくための広報活動を充実し、市民を対象とした研修会、講演会を開催するとともに、地域の各種会合を活用するなど、きめ細かい啓発活動を推進します。

また、学校教育、社会教育における男女の人権尊重の意識を高める教育、学習をより一層推進し、特に、デートDVの防止や将来のDVの防止のためには、若年層に対してこれらの問題について考える機会を提供することが有用であることから、若年層に対する教育・啓発に取り組むとともに、指導する立場にある教職員等へも内容の周知・啓発を図ります。

イ 通報や相談窓口に関する情報提供

DVに関する通報や相談窓口を、広く市民に周知します。

また、地域などで相談を受ける中で被害者を発見しやすい立場にある人権擁護委員、民生委員・児童委員等、被害者と接する機会の多い福祉事務所等の市の機関及び学校、幼稚園、保育園等の関係機関の職員、日常の業務を行う中で被害者を発見した場合には通報することができるとされている医療関係者に対し、DV防止法の趣旨に沿って通報等が行われるよう周知します。

ウ 加害者更生に関する取組

加害者を更生させるための有効な指導方法については、未解明な部分が多く、場合によっては、被害者にとって危険なものになり得ることについても十分留意しながら、国の調査研究の動向を注視するとともに、情報収集等に取り組めます。

なお、更生に向けての加害者からの相談については、精神保健福祉センターなどの関係機関と連携しながら対応します。

(2) 被害者への相談支援の充実

ア 相談支援の充実

DVセンターにおいて、各区福祉事務所等と連携した相談支援に取り組むとともに、弁護士と連携した法律相談を実施し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）など精神的に不安定な状態にある被害者に対して、臨床心理士などによるカウンセリングを実施します。

このほか、男性被害者が相談しやすい環境となるよう、男性被害者に対する理解を促進します。

また、被害者が外国人、障害者等であることによって、支援を受けにくいことのないよう、それぞれの被害者の立場に立った配慮が必要であることから、外国語版や障害者に配慮したリーフレットなどにより、状況に応じた適切な情報提供や助言を行うとともに、公益財団法人広島平和

文化センターや各区福祉事務所等と連携して、外国語通訳・手話通訳を活用した相談を受けられる体制を備えます。

イ 相談機関相互の連携強化

被害者からの相談に関し、各相談機関の情報を共有し連携して対応する必要があるため、関係機関連絡会議を毎年開催し、情報交換・情報共有や事例検討等を行い、一層の連携強化を図ります。

ウ 相談員等の資質向上及び研修の充実

DVの特性、被害者の心のケア、相談手法等について相談員の知識と技術の向上を図る研修を実施します。

また、相談員自身が、二次受傷（被害者から深刻な被害状況等について多くの話を聞くうちに、自ら同様の心理状態に陥ること）などにより心の問題を抱えることがないように、スーパーバイザー等による相談員の研修を実施します。

さらに、被害者が、相談や保護、支援などに携わる職員などの不適切な対応により二次的被害（相談や保護等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で更に傷つくこと）を受けることのないよう、窓口業務に携わる職員等に対して、DVの特性の理解や、被害者の秘密の保持、被害者の安全への配慮などについての研修を実施します。

(3) 被害者の保護体制の充実

ア 被害者の安全の確保

DVセンターにおける県婦人相談所、警察と連携した同行支援のほか、県婦人相談所で一時保護されるまでの間、宿泊等を含む緊急的な保護を実施するなど、緊急時の安全確保に努めます。

また、加害者から被害者を保護する観点から、関係機関が連携して被害者の情報管理を徹底します。

イ 保護命令制度への対応

DVセンターにおいて、保護命令制度の利用について、被害者に対し、情報提供や保護命令の申立てについての助言を行うとともに、書面作成援助や地方裁判所への同行支援を行います。

また、子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育園等において適切な対応が必要となるため、保護命令制度について、関係機関への周知を徹底します。

(4) 被害者の自立支援の充実

ア 住宅の確保に向けた支援

一時保護所を退所した後、子どもの養育等を含め母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と安心して社会生活を営むための支援が引き続き必要な場合には、母子生活支援施設等への入所の措置を行います。

また、住宅の確保のための各種制度や手続き等についての情報提供を行います。

イ 就業に向けた支援

就業に関する相談に対応するとともに、公共職業安定所を始めとした関係機関と連携を図り、就業等に関する情報提供を行います。

ウ 経済的支援や生活支援

被害者の具体的な状況に配慮しながら、寄り添う視点を持って、生活保護や児童扶養手当など、各種制度を活用して被害者の経済的支援を行うほか、子どもを含めた被害者の生活面での悩み等に関する相談など、自立に向けた支援を行います。

(5) 関係機関との連携の強化

ア DV対策関係機関の連携強化

被害者の早期発見や自立支援に向けた連携先となる関係機関に対し、関係機関連絡会議へ参加してもらうよう働きかけ、一層の連携強化を図ります。

また、今後の生活への不安や精神的な不調を抱え、様々な手続を行う被害者の負担を軽減するため、DVセンターにおいて、適切な機関の紹介を行うとともに、一定の場所へ関係部局の職員が出向くよう調整する等、円滑な支援を推進します。

イ 児童虐待関係機関との連携強化

面前DV等の心理的虐待を含めた児童虐待に対応するため、DVセンターと児童相談所での相互の情報共有の仕組みや連携体制を整備し、児童虐待の早期発見やDV被害者の安全な保護を行います。

また、DVセンターの要保護児童対策地域協議会への参加により、関係機関間のより一層の連携強化を図ります。

ウ 高齢者虐待対策関係機関との連携強化

DVのうち、高齢者虐待に該当する事案に対応するため、DVセンターと高齢者虐待対策の関係機関との連携を強化します。

エ 支援制度等の共有化の促進

被害者の負担の軽減を図るとともに、効果的な支援策を実施するために、関係する機関で支援制度等の情報の共有化を図り、切れ目のない支援を行います。

<主な取組>

取 組	所 管 局
DV防止啓発リーフレット等の作成(2-(1)-ア)	市民局
デートDV防止対策(2-(1)-ア)	市民局
DV防止対策に関する市民向けセミナーの実施(2-(1)-ア)	市民局
中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成(2-(1)-ア)	市民局
配偶者暴力相談支援センターの運営(2-(2)-ア)	市民局
ドメスティック・バイオレンス(DV)対策関係機関連絡会議の開催(2-(2)-イ)	市民局
相談員研修会の実施(2-(2)-ウ)	市民局
窓口業務に携わる職員等への研修会の実施(2-(2)-ウ)	企画総務局
住民基本台帳の閲覧等の制限(2-(3)-ア)	企画総務局
民間シェルター支援(2-(3)-ア)	市民局
母子生活支援施設への入所措置(2-(4)-ア)	こども未来局
身元保証人確保対策事業(2-(4)-ア)	こども未来局
市営住宅入居に係る優遇措置の実施(2-(4)-ア)	都市整備局
母子家庭等就業支援事業(再掲)(2-(4)-イ)	こども未来局

児童扶養手当の支給（再掲）(2-(4)-ウ)	こども未来局
母子・父子自立支援員による相談（再掲）(2-(4)-ウ)	こども未来局
こども家庭相談コーナー運営（家庭児童相談事業）（再掲）(2-(4)-ウ)	こども未来局
ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）(2-(4)-ウ)	こども未来局
要保護児童対策地域協議会の開催(2-(5)-イ)	こども未来局

基本施策

3 セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実

様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のための取組を推進し、被害者への支援に取り組めます。

(1) 防止対策の推進

ア セクシュアル・ハラスメントの防止対策

セクシュアル・ハラスメントについての認識を深めるため、事業者や労働者に対する啓発や情報提供を行います。

イ 市職員や教員に対する研修の充実と指導の徹底

本市におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、職員や教員に対する研修の充実と指導の徹底を図ります。

(2) 被害者への支援

ア 相談体制の整備、充実

セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を周知し、労働局など関係機関と連携し、セクシュアル・ハラスメントの被害者を支援するための相談体制の整備・充実に取り組めます。

<主な取組>

取 組	所 管 局
事業所向け男女共同参画支援講座の開催（再掲）(3-(1)-ア)	市民局
事業所等への情報提供サイトの運営（再掲）(3-(1)-ア)	市民局
セクシャル・ハラスメント等の防止に関する職員研修の実施(3-(1)-イ)	企画総務局
セクシャル・ハラスメント等の防止に関する教職員研修の実施(3-(1)-イ)	教育委員会
男女共同参画推進センターにおける女性のためのなんでも相談の実施（再掲）(3-(2)-ア)	市民局

関係機関等と連携して、女性や子どもに対する性犯罪・性暴力、売買春などの根絶に向けた対策を進め、暴力のない安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組みます。

(1) 女性に対する性犯罪・性暴力や売買春、ストーカー行為などの根絶に向けた対策の推進

ア 防止に向けた啓発の推進

実態についての広報や関係法令の周知など、女性に対する性犯罪・性暴力、リベンジポルノや、売買春、ストーカー行為などの根絶に向けた啓発を推進します。

(2) 子どもに対する性犯罪・性暴力などの根絶に向けた対策の推進

ア 防止に向けた教育・啓発や防犯・安全対策の推進

子どもに対する性犯罪・性暴力、児童ポルノなどへの対策を強化するため、学校における教育内容の充実に努めるとともに、関係機関が連携し広報・啓発活動に努めます。また、地域においては、通学路や公園等における防犯・安全対策に取り組みます。

イ 早期発見・早期対応と被害を受けた子どもへの支援

児童相談所や学校、保育園等の関係機関の連携により、早期発見・早期対応に努めるとともに、性暴力被害を受けた子どもに対する支援に取り組みます。

<主な取組>

取 組	所 管 局
「女性に対する暴力をなくす運動」の実施（再掲）(4-(1)-ア)	市民局
子どもの安全対策推進事業(4-(2)-ア)	教育委員会
安全教育推進事業(4-(2)-ア)	教育委員会

施策の指標

指 標	単位	現状値	目標値 (期 限)
DV被害を受けた人のうち、だれ（どこ）にも相談しなかった人の割合を減らす	%	26.7 (平成 31 年度)	計画策定時の 実績値以下 (令和 7 年度)
DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす	%	女性 49.7% 男性 41.1% (平成 30 年度)	計画策定時の 実績値以上 (令和 7 年度)
過去 1 年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす	%	4.8 (平成 31 年度)	計画策定時の 実績値以下 (令和 7 年度)

関連するSDGS



【現状と課題】

日本国憲法において、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」として保障され、「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」などと規定されています。

しかし、現実には、女性や子ども、高齢者等に対する暴力や虐待、学校におけるいじめ、障害者、外国人市民、性的マイノリティ等に対する偏見や差別など、様々な人権問題が存在しています。

本市では、「広島市人権教育・啓発推進指針」に基づき、人権問題の解決に向けた取組を推進していますが、今後とも、全ての人の基本的人権を尊重するという観点から、市民一人一人の人権意識を醸成し、人権尊重社会の形成を図る必要があります。

男女が互いの人権を尊重し合い、一人一人が個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女共同参画に対する認識を深め、定着させることが重要です。

本市では、条例の基本理念の一つを「男女の人権尊重」とするとともに、基本的施策として「市民の理解を深めるための措置」及び「男女共同参画に関する教育又は学習の振興」を掲げ、学習支援や啓発など様々な施策に取り組んでいます。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方について、平成26年度(2014年度)には「同感できない」と回答した人の割合は、女性が62.3%、男性が53.5%でしたが、平成31年度(2019年度)には、女性が79.9%、男性が72.1%となっており、性別によって役割を固定する考え方を否定する人が男女ともに増えていますが、依然として男性は女性よりも「同感できない」と回答した人の割合が低く、固定的な性別役割分担意識は根強く残っていると云えます。

この男女の固定的な性別役割分担意識は、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっているため、人々の中にあるこうした意識を問い直し、男女共同参画の考え方を根付かせるための生涯学習や広報・啓発活動の充実を図る必要があります。

さらに、未来を担う子どもが、男女共同参画を正しく理解し、自然に実践できる大人に育っていくよう、長期的な視野に立って、学校や家庭における教育・啓発に努めるとともに、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進し、自立を促していく必要があります。

また、本市が目指す「国際平和文化都市」には、男女共同参画社会の実現が欠かせない要件の一つです。男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際的な動向を注視し、世界の女性の現状などについての国際理解を深めながら、男女共同参画推進の取組を行っていくことが必要です。

基本施策**1 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進**

全ての市民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会の形成に向け、市民一人一人が人権尊重への理解を深められるよう、人権教育や啓発を推進します。

(1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進**ア 人権尊重に対する理解を深めるための取組の推進**

誰もが日常生活において自然に人権尊重の態度や行動をとることができ、生き生きと暮らせる環境づくりに向け、市民一人一人の人権尊重への理解の促進、人権意識の向上が重要です。

その中でも、とりわけ、性別、年齢、障害の有無、人種、性的指向・性自認等を理由として困難な状況に置かれている人については、対等な協調関係であるパートナーシップに基づいて、誰もが互いに認め合い、多様性を受容し尊重する人権教育や啓発を推進します。

<主な取組>

取 組	所 管 局
人権啓発事業（再掲）（1-(1)-ア）	市民局

基本施策**2 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進**

男女共同参画社会の形成に向けては、根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識の解消や男性の地域、家庭生活への参画、女性の政策・方針決定過程への参画など、多くの課題があります。その課題の解決には、女性のエンパワーメントの促進や、市民や事業者など多様な主体による連携した取組が不可欠です。こうした取組をより一層促進するための拠点施設として整備した男女共同参画推進センターにおいて、一人一人の個性と能力を大切にする生涯学習の充実や積極的な事業展開に取り組みます。

(1) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進**ア 総合相談の実施**

相談者をきめ細かく支援するため、専門家や専門機関と十分な連携を図り、電話相談や面接相談はもとより、グループ相談、同じ悩みを抱える人たちの交流・支援に取り組みます。

イ 情報提供の充実

男女が主体的に自らの生き方を選択することができるよう、自立と社会参画を支援する各種サービス等の最新情報を必要なときに身近な場所で入手することのできる環境を整備します。

ウ 学習・研修の支援

男女一人一人の自立と社会参画、課題解決のために必要とされる知識・技能を習得するための学習・研修サービスを提供します。また、これらを通じて、男女共同参画を推進する人材の養成を図ります。

エ 調査・研究及び普及・啓発の推進

本市における男女共同参画の現状を把握し、課題解決に向けての新たな施策・事業を開発する

ための調査・研究を推進します。また、これらの調査・研究成果の公表や地域における出前講座の実施などを通じて意識啓発を図ります。

オ 市民活動・交流の支援

社会参画活動として起業や就労、地域活動（各種ボランティアや生涯学習など）を展開していく上で、ネットワークは欠かせない活動基盤となります。男女共同参画推進センターでは、利用団体やグループ、NPO等との交流支援を行うとともに、地域活動への参加を希望する女性とのマッチングや働く意欲のある女性の就労支援に取り組みます。

<主な取組>

取 組	所 管 局
女性のためのなんでも相談の実施（再掲）(2-(1)-ア)	市民局
男性のためのなんでも相談の実施（再掲）(2-(1)-ア)	市民局
女性の就労支援相談の実施（再掲）(2-(1)-ア)	市民局
男女共同参画の基礎講座の開催(2-(1)-ウ)	市民局
仕事と家庭の両立に関する講座の開催(2-(1)-ウ)	市民局
女性の活躍推進を図るための講座の開催（再掲）(2-(1)-ウ)	市民局
女性の就労支援に関する講座の開催（再掲）(2-(1)-ウ)	市民局
女性の政治参画に関する講座の開催(2-(1)-ウ)	市民局
男女共同参画フォーラムの開催(2-(1)-エ)	市民局

基本施策

3 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進

広報紙やテレビ、ホームページなどの様々な広報媒体や機会を有効に活用して、男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の視点からの広報・啓発活動を実施します。

(1) 広報・啓発活動の推進と適切な表現の徹底

ア 広報・啓発活動の実施

男女共同参画に関する正しい理解を促すため、市の広報紙やホームページなどの活用、男女共同参画情報誌の発行に加え、民間の情報誌やテレビ、SNSを始めとしたインターネットを活用した情報発信など、様々な広告媒体を活用した広報について随時検討し、「男女共同参画週間」などに合わせた継続的、効果的な広報・啓発活動を実施します。

イ 適切な表現の徹底

市刊行物等の作成に当たっては、広報ガイドラインの普及・啓発などにより、男女共同参画の視点からの表現の徹底を図ります。

＜主な取組＞

取 組	所 管 局
男女共同参画啓発リーフレットの作成（再掲）(3-(1)-ア)	市民局
男女共同参画週間における啓発活動(3-(1)-ア)	市民局

基本施策

4 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実

男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を育み高めるため、男女の対等なパートナーシップの考え方をともに、性別に関わりなく一人一人の個性と能力を大切にする教育を充実します。

また、未来を担う子どもが自立した生活を送るための自立意識の醸成や将来を見通した自己形成のための支援を行います。

(1) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進

ア 学校教育全体を通じた指導の充実

子どもの発達段階に応じ、幅広い科目において教材・資料の開発、活用を行うなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画の視点からの教育を推進します。

イ 学校教育関係者等への男女共同参画についての研修・啓発の充実

教職員、保育士、保護者等に対する男女共同参画についての研修・啓発の充実を図ります。

(2) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進

ア 若者の自立を促し社会参画を促進する取組の推進

男女ともに経済的に自立していくことの重要性を伝えるとともに、社会の構成員の一員としての意識を醸成するための取組を進めます。

(3) 情報教育の推進

ア 学校における情報教育の充実

メディア・リテラシーを育成するため、学校における情報教育の充実を図ります。

(4) 家庭における男女共同参画に関する教育の支援

ア 男女共同参画の視点からの家庭教育への支援

家族が男女共同参画の視点から、協力しながら、未来を担う子どもを育てることができるよう学習機会や情報を提供します。

(5) 性や健康に関する教育・啓発の推進

ア 性や性感染症等に関する教育・啓発の充実

男女が互いの性を理解、尊重し、性に関し適切な意思決定や行動選択ができるよう、また、性感染症のり患などを防止するため、これまで行ってきた子どもへの指導や保護者への情報提供等

に加え、命の大切さを伝える教育の推進、関係機関の連携強化による効果的な思春期保健対策の推進など、学校や家庭における性に関する教育の一層の充実を図るとともに、性感染症等に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

<主な取組>

取 組	所 管 局
小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成（再掲）（4-（1）-ア）（4-（4）-ア）	市民局
幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実（4-（1）-ア）	教育委員会
男女平等教育に関する指導計画の作成（4-（1）-ア）	教育委員会
電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業（4-（3）-ア）	教育委員会
児童生徒の情報活用能力の育成（4-（3）-ア）	教育委員会
性感染症予防事業（4-（5）-ア）	健康福祉局
思春期保健教育（4-（5）-ア）	教育委員会

基本施策 5 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

国内における男女共同参画を推進する取組は、国際社会の取組と密接に関係していることから、世界の女性の現状などについての情報の収集や提供を行うとともに、国際社会の動向についての理解の推進を図ります。

また、世界平和の実現に向けた平和の発信者としての被爆地ヒロシマの市民による男女共同参画の視点からの国際交流、国際協力や平和活動を推進します。

（1）国際社会の動向への理解の推進

ア 世界の女性の状況など男女共同参画に関する情報の提供

世界の女性を取り巻く現状や課題など男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。

イ 国際社会の動向に関する学習機会の提供

国際社会の動向等について理解を深め、学習機会を提供します。

（2）男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の推進

ア 市民やNPO等の取組の支援

NPOや市民グループ等による国際交流・協力、平和などの活動を支援します。

<主な取組>

取 組	所 管 局
ヒロシマ平和の灯のつどい（5-（2）-ア）	市民局
国際女性デーひろしま（5-（2）-ア）	市民局

施策の指標

指 標	単位	現状値	目標値 (期 限)
社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす	%	女性 4.6 男性 10.8 (平成 30 年度)	計画策定時の 実績値以上 (令和 7 年度)
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	%	女性 79.9 男性 72.1 (平成 31 年度)	計画策定時の 実績値以上 (令和 7 年度)
全ての人の人権を大切にし、それを日常生活で態度や行動に表している市民の割合を増やす	%	75.8 (平成 31 年度)	計画策定時の 実績値以上 (令和 7 年度)

関連するSDGS



Ⅲ 施策の指標の一覧

【凡例】

⑨新 : 第3次基本計画策定に当たって新たに設定した指標

施策の指標		単位	現状値	目標値 (期限)
基本方針 1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大				
審議会委員における女性の割合を増やす		%	30.0 (H31年度)	40.0 (R7年度)
⑨新 女性委員がいない審議会をなくす	審議会		4 (H31年度)	0 (R7年度)
市職員の管理職における女性の割合を増やす		%	13.6 (H31年度)	次期「広島市女性職員活躍推進プラン」に掲げる数値 (R7年度)
市立学校教員の管理職における女性の割合を増やす		% 校長 教頭	24.5 38.6 (H31年度)	30.0 40.0 (R7年度)
⑨新 女性の地域防災リーダーの割合を増やす		%	16.3 (H31年度)	20.0 (R7年度)
消防団における女性の中級幹部（分団長・副分団長の階級にある者）の数を増やす		人	24 (H31年度)	27 (R7年度)
基本方針 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立				
民間企業（従業員数が101人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす		%	11.5 (H31年度)	（国の第5次計画の策定状況を見て設定）
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業（従業員数が300人以下の企業）を増やす		社	70 (H31年度)	500 (R7年度)
民間企業における男性の育児休業取得率を上げる		%	4.9 (H30年度)	（国の第5次計画の策定状況を見て設定）
男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす (広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数)		事業者	57 (H31年度)	75 (R7年度)
働き方を工夫して、労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす		%	58 (H31年度)	計画策定時の実績値以上 (R7年度)
男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす (年齢を問わず結婚している男性の平日1日当たりの家事・子育て・介護に関わる時間)		分	45 (H30年度)	計画策定時の実績値以上 (R7年度)
市の男性職員の育児休業取得率を上げる		%	8.8 (H31年度)	次期「広島市職員子育て支援プラン」に掲げる数値 (R6年度)
保育園等入園待機児童の解消を図る		人	33 (H31年度)	0 (R7年度)
放課後児童クラブ待機児童の解消を図る		人	32 (H31年度)	0 (R7年度)

女性（25歳～44歳）の就業率を高める	%	70.8 (H27年度)	全国値以上 (R7年度)
「家族経営協定」締結農家数を増やす	戸	46 (H31年度)	50 (R7年度)
基本方針3 安心して暮らせる社会の実現			
経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす (高等職業訓練促進給付金受給者、母子家庭等就業支援センター及び就労支援窓口登録者のうち、就業した者の割合)	%	45.9 (H31年度)	51.38 (R7年度)
新 「LGBT」の言葉と内容を知っている人の割合を増やす	%	46.7 (H31年度)	計画策定時の 実績値以上 (R7年度)
がん検診の受診率を上げる	%	子宮がん 42.2 乳がん 42.5 (H28年度)	子宮がん 50.0 乳がん 50.0 (R4年度)
基本方針4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援			
DV被害を受けた人のうち、だれ（どこ）にも相談しなかった人の割合を減らす	%	26.7 (H31年度)	計画策定時の 実績値以下 (R7年度)
DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす	% 女性 男性	49.7 41.1 (H30年度)	計画策定時の 実績値以上 (R7年度)
過去1年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす	%	4.8 (H31年度)	計画策定時の 実績値以下 (R7年度)
基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成			
社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす	% 女性 男性	4.6 10.8 (H30年度)	計画策定時の 実績値以上 (R7年度)
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	% 女性 男性	79.9 72.1 (H31年度)	計画策定時の 実績値以上 (R7年度)
全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす	%	75.8 (H31年度)	計画策定時の 実績値以上 (R7年度)

【参考値】

項 目	単位	現状値
行政委員会における女性委員の割合	%	47.6 (H31年度)
男女共同参画推進センター利用者の満足度	%	96.1 (H31年度)

第3章 計画の推進体制

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲に渡るため、全庁的に推進していく必要があります。また、「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」への参画による国、県、経済団体等との連携、学識経験者等によって構成される「男女共同参画審議会」などの会議の活用、「男女共同参画推進センター」や「男女共同参画推進員」との連携・協力などによる取組の展開が必要となります。

庁内推進体制

1 男女共同参画推進本部

市長をトップとして、全ての局・区長等で構成する「男女共同参画推進本部」により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 横断的な取組の推進

案件に応じて、各種会議等を活用し、連携を図りながら、横断的な取組を推進し、諸問題に対応します。

3 男女共同参画基本計画の進行管理

毎年度、施策の目標（指標）の達成状況の把握や施策の推進状況を掲載した年次報告書を作成し、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。

4 職員一人一人による男女共同参画の実践

性別に関わりなく、職員の多様な個性と能力が発揮できる職場環境づくりを進めるとともに、男女共同参画についての理解を深め、その意識を養う研修を定期的に行うことで、職員一人一人が、職場で施策を推進するときはもとより、家庭・地域などにおいても、率先垂範して男女共同参画を実践していきます。

国、県、経済団体等との連携

1 働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま

国、県、市などの行政機関、経済団体・労働団体が一体となって、女性が活躍できる環境の整備や仕事と家庭の両立に向けた取組などの推進を図ります。

施策等の審議・意見交換

1 男女共同参画審議会

市長の諮問機関であり、男女共同参画に関する有識者や公募委員などにより構成する「男女共同参画審議会」において、男女共同参画の施策の進捗状況などを検証し評価するなど、その機能を一層発揮します。

2 男女共同参画推進連携会議

有識者や事業者等で構成し、情報や意見の交換などを行う「男女共同参画推進連携会議」により、互いに連携や協力をしながら、職場における男女共同参画の取組を推進するとともに、家庭や地域における男女共同参画の取組を推進します。

市民等の参画の推進

1 男女共同参画推進センター

男女共同参画を推進する拠点施設である「男女共同参画推進センター」において、その運営主体となる指定管理者と連携を図りながら、積極的な事業を展開します。

2 男女共同参画推進員

男女共同参画について、広く市民の理解を得るため、「男女共同参画推進員」を養成・登録し、男女共同参画推進センターや公民館と連携して、男女共同参画に関する市民の学習の支援をはじめ、地域などで男女共同参画を推進するための活動を行っています。

男女共同参画推進体制

庁内推進体制

■男女共同参画推進本部

本部長：市長

副本部長：副市長

構成員：各局・区長

幹事会

幹事長：市民局人権啓発部長

副幹事長：男女共同参画課長

構成員：各局・区等庶務担当課長ほか

施策連携

■各局・区
各種会議等

推進状況報告
・指示決定

連絡調整
・推進状況報告

■男女共同参画課

- ・男女共同参画の推進に係る企画調整
- ・男女共同参画基本計画の立案・推進、進行管理
- ・施策の推進状況の把握

連携による施策推進

働き方改革推進・働く女性
応援会議ひろしま

施策等の審議・意見交換

男女共同参画
審議会

男女共同参画
推進連携会議

市民等の参画の推進

男女共同参画
推進センター

男女共同参画
推進員